

審査基準

○ 運転経歴証明書の交付（第104条の4第6項）

令和元年12月1日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第104条の4第6項（第105条第2項において準用する場合を含む。）
処分の概要	運転経歴証明書の交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項、第6項(申請による取消し)、道路交通法第105条第2項（免許の失効）、道路交通法施行令第39条の2の4(運転経歴証明書の交付)、第39条の2の5（運転経歴証明書の交付） 道路交通法施行規則第30条の10(運転経歴証明書の交付の申請の手続)
審査基準	
標準処理期間	岡山県公安委員会が、申請による免許の取消しを行い、又は失効した免許に係る免許証を交付した場合であって、当該交付の申請が行われた場合にあつては、1～30日 (運転免許センター1日、警察署30日)
申請先	運転免許センター又は県内全警察署の交通課(交通第一課を含む。)
問い合わせ先	交通部運転免許課免許作成係
決裁区分等	交通部運転免許課長